

ドローン

を飛ばすときには、対象:重量200g以上のもの
航空法のルールを確認しよう！

★飛行禁止区域

飛行禁止区域での飛行には、**国土交通大臣による許可**が必要です。

- ① 空港周辺
- ② 150m以上の上空
- ③ 人家の密集地域*

* 人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区（DID）となります。人口集中地区の詳細については、国土交通省 航空局HPをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html
<https://www.mlit.go.jp/en/koku/uas.html>



人口集中地区（首都圏近郊の例）



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！

（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合も同様です。）

- ① 飲酒時の飛行禁止
- ② 飛行前確認
- ③ 衝突予防
- ④ 危険な飛行禁止

※ ⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、**国土交通大臣による承認**が必要です。

- ⑤ 日中での飛行
- ⑥ 目視の範囲内
- ⑦ 距離の確保
- ⑧ 催し場所での飛行禁止
- ⑨ 危険物輸送の禁止
- ⑩ 物件投下の禁止

違反時の罰則：飛行の方法①に違反した場合は**1年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**、
 上記以外に違反した場合は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

重要施設

の周辺では、対象:重量200g未満を含む全てのもの
小型無人機等飛行禁止法も要確認！

★飛行禁止区域

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空では、ドローン等の飛行が原則禁止されています。飛行させたい場合、**施設管理者等の同意**が必要となるほか、**都道府県公安委員会等への事前通報**が必要です。

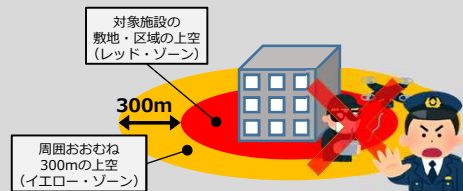
(対象施設)

- ① 国の重要な施設等*
- ② 外国公館等
- ③ 防衛関係施設
- ④ 空港
- ⑥ 原子力事業所

* 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所 等

対象施設に“空港”が追加されました！

以下の8つの空港が指定されています。
 (新千歳、成田、羽田、中部、関西、伊丹、福岡、那覇)



～ 外国要人の来日等で、一時的に飛行禁止区域が追加されることがあります！飛行前に確認を！～

違反時の措置：警察官等が飛行の中止などを指示します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、**飛行の妨害、機器の破損等**を行うこともあります。

違反時の罰則：警察官等の指示に従わなかった場合、**1年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず罰則の対象)

※不審なドローンの飛行を目撃した場合は、110番通報をお願いします。

(その他の留意事項)

寺院、神社、公園など特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

(総務省からのお知らせ)

技適マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細については、総務省のHPをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/drone/>
<https://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/others/drone/>



(関連HP)

航空法による規制 (国土交通省航空局HP)

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
<https://www.mlit.go.jp/en/koku/uas.html>



日本語



English

小型無人機等飛行禁止法による規制 (警察庁HP)

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>
<https://www.npa.go.jp/english/uas/uas.html>



日本語



English



警察庁
 National Police Agency



国土交通省